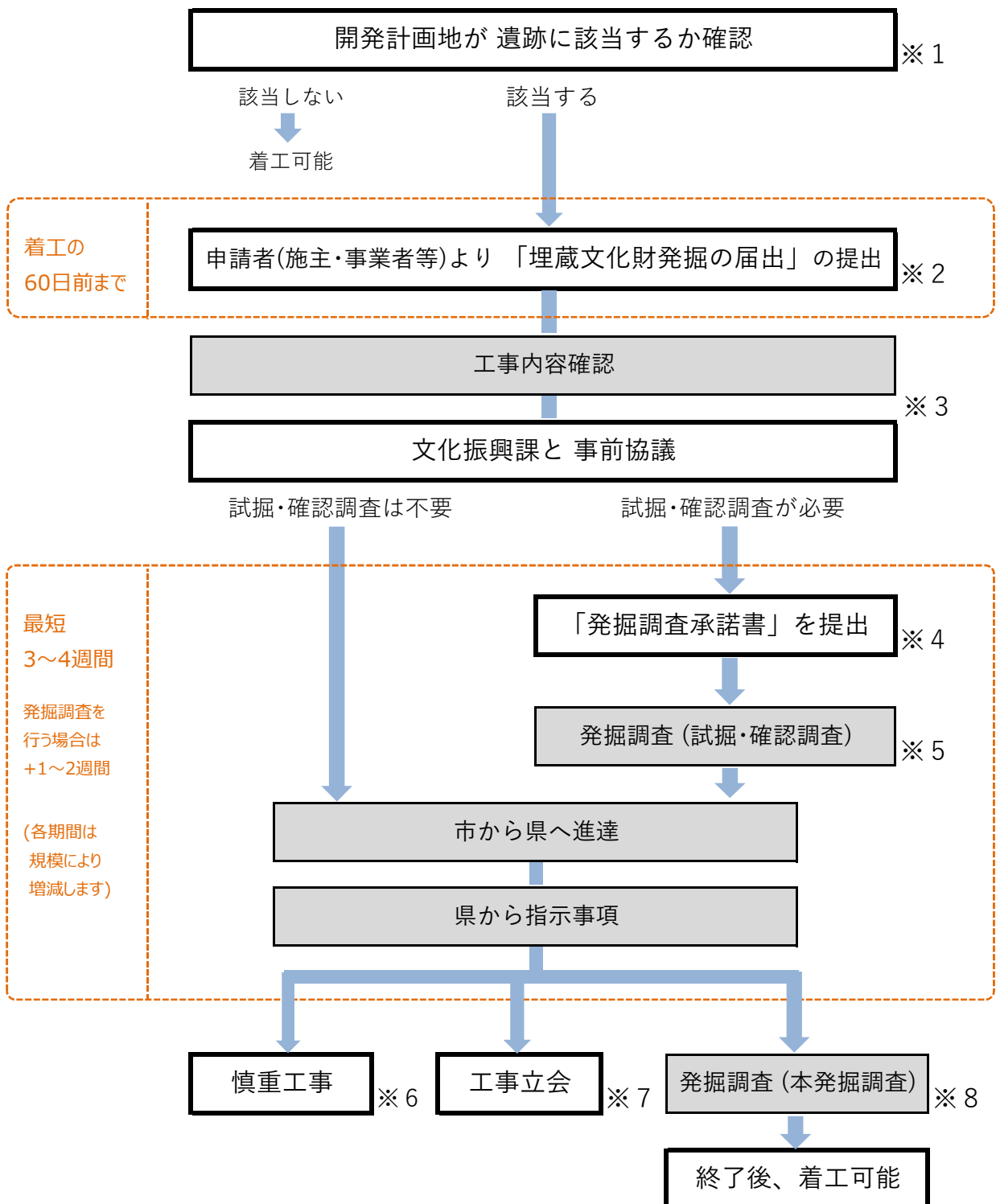


埋蔵文化財発掘の届出の流れ

□ … 申請者 □ … 文化振興課

※印の解説・問合せ先は裏面参照



- ・ 着工後に遺構や遺物（土中にある昔の建築跡や物品）が発見された場合は、工事を止めて、速やかに当課へご連絡ください。再度協議し、取り扱いを検討する必要があります。
- ・ このほか、例外的な状況にある場合は都度協議のうえ、進めてまいります。

- ※ 1 遺跡に該当するか確認 | 遺跡地図と照合し、開発計画地が遺跡範囲内に該当しているか確認します。下記までお問い合わせください。
- ※ 2 埋蔵文化財発掘の届出 | 埋蔵文化財包蔵地の指定範囲内で、掘削・盛土等の土地に影響を及ぼす工事を行う場合届出が必要です。着工の60日前までに提出してください。
- ※ 3 確認・協議 | 工事内容と、周辺での発掘成果や地理的状况を照合し、発掘調査や着工時の立会の必要を精査します。その後申請者様と、工期等との調整を協議します。
- ※ 4 発掘調査承諾書 | 発掘調査の実施や出土品に関する権利の放棄について承諾いただく書類です。試掘日時点の土地所有者様にご記入ください。
- ※ 5 試掘・確認調査 | 通常は2m×4mの区画を数ヶ所、深さ1～2m掘り、遺構や遺物の状況を調査します。期間は通常1日～1週間を要し、費用は市負担です。
- ※ 6 慎重工事 | 県からの通知後、遺構や遺物がないかに注意しながら、慎重に工事を進めてください。遺構や遺物を発見した場合は、速やかに当課へご連絡ください。
- ※ 7 工事立会 | 県からの通知後、掘削を始める時に当課職員と学芸員が立ち会います。工事日程が決まり次第、日程調整のご連絡をお願いします。
- ※ 8 本発掘調査 | 試掘確認調査により重要な遺跡と判明したり、遺跡が大きく破壊される工事内容であったりする場合、計画地全域を発掘調査します。期間は数ヶ月を要し、費用は申請者負担となります。（一部国庫補助が適用される場合もあります。）

【問い合わせ・届出先】

〒509-5192
 岐阜県土岐市土岐津町土岐口2101番地
 土岐市産業文化部 文化振興課
 埋蔵文化財担当者 宛

TEL 0572-54-1238（課直通）
 FAX 0572-55-7763
 E-mail bunka@city.toki.lg.jp

埋蔵文化財包蔵地（遺跡）該当確認

窓口のほか、郵送・電話・FAX・
 E-mailからも問合せいただけます。

「埋蔵文化財発掘の届出」の提出(表面※2の届出)

窓口のほか、郵送・E-mailでも受け付けます。
 手続きに関するご連絡先を明記のうえ、2部ご提出ください。（令和3年度より押印不要となりました）